

伊 勢 市 公 報

第 289 号
平成 29 年 11 月 20 日
月 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則	2
告 示	
○ 伊勢市景観計画の変更について	6
○ 道路の区域変更について	7
○ 道路の供用開始について	8
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	9
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	10
○ 市営住宅の入居者の募集について	11
○ パブリックコメントの結果公表について	16
○ 伊勢市景観計画の変更について	17
○ 負傷動物の収容について	18

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 29 年 11 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第65号

伊勢市介護保険規則の一部を改正する規則

伊勢市介護保険規則（平成17年伊勢市規則第83号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項中「省令第97条の2の3第1項」を「省令第97条の2第1項」に改める。

第22条の2を削る。

第22条の3第1項中「省令第97条の2の4」を「省令第97条の2の2」に、「様式第23号の4」を「様式第23号の2」に改め、同条第2項中「省令第97条の2の4」を「省令第97条の2の2」に、「様式第23号の5」を「様式第23号の3」に、「様式第23号の6」を「様式第23号の4」に改め、同条を第22条の2とする。

様式第23号の2及び様式第23号の3を削る。

様式第23号の4中「第22条の3関係」を「第22条の2関係」に改め、同様式を様式第23号の2とする。

様式第23号の5中「第22条の3関係」を「第22条の2関係」に改め、同様式を様式第23号の3とする。

様式第23号の6中「第22条の3関係」を「第22条の2関係」に改め、同様式を様式第23号の4とする。

様式第29号を次のように改める。

(表面)

介護保険利用者負担額減額・免除認定証 (特別養護老人ホームの要介護旧措置入所者に関する認定証)									
交付年月日 年 月 日									
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	フリガナ								
	氏 名								
	生年月日	年 月 日	男・女						
	適用年月日	年 月 日から							
	有効期限	年 月 日まで							
減額・免除 認定事項	給付率	／100							
保険者番号 並びに保険者 の名称及び印	<table border="1" style="width: 100%; height: 30px; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> </tr> </table>								

(裏面)

注 意 事 項	<p>一 特別養護老人ホームから指定介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「指定介護福祉施設サービス等」という。）を受けるときは、必ず事前に、この認定証を施設の窓口へ提出してください。</p> <p>二 指定介護福祉施設サービス等を受けるときに支払う金額は、介護費用から介護費用に給付率を乗じた額を引いた額になります。また、介護保険特定負担限度額認定証によって指定介護福祉施設サービス等を利用する際に食事の提供を受け、又は居住する場合には、当該介護保険特定負担限度額認定証に記載する特定負担限度額が支払いの上限となります。</p> <p>三 被保険者の資格がなくなったとき、減額・免除等の認定の条件に該当しなくなったとき、減額・免除の認定証の有効期限に至ったとき、又は特別養護老人ホームを退所したとき（引き続き、他の特別養護老人ホームに入所する場合を除く。）は、遅滞なく、この証を伊勢市に返してください。また、転出の届出をする際には、この証を添えてください。</p> <p>四 この証の表面の記載事項に変更があったときは、十四日以内に、この証を添えて、伊勢市にその旨を届け出てください。</p> <p>五 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。</p>
------------------	---

備考 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 103 号

伊勢市景観計画を変更しましたので、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり告示します。

平成 29 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 景観計画の名称
伊勢市景観計画
- 2 効力の発生する日
平成30年 1 月 1 日

伊勢市告示第 104 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
市 道	小俣 10 号線	小俣町宮前 597 番 地先から	旧	4.3～4.9	83.8
		小俣町宮前 599 番 1 地先まで	新	4.3	72.1

伊勢市告示第 105 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 29 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
小俣 10 号線	小俣町宮前 597 番地先から 小俣町宮前 599 番 1 地先まで	平成 29 年 11 月 10 日

伊勢市上下水道事業告示第 22 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年伊勢市上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 29 年 11 月 14 日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
407	大藪水道	松阪市小阿坂町 992 番地	平成 29 年 11 月 10 日

伊勢市公告第 73 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 29 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 74 号

伊勢市営住宅管理条例（平成 17 年伊勢市条例第 163 号）第 4 条の規定により、入居者の募集を次のとおり行います。

平成 29 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 申込期間

平成 29 年 11 月 2 日（木曜日）から 11 月 15 日（水曜日）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで）

2 申込場所

F E 住宅管理共同企業体（伊勢市営住宅等管理事務所）

伊勢市吹上 2 丁目 8 番 23 号

3 募集住宅及び戸数

(1) 一般向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※ 1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※ 2
倭 A 団地	倭町 40 番地	PC 造 4 階建	2 階	3 DK	1	×	14,200 円～ 27,900 円
倭隠岡団地	倭町 19 番地 1	RC 造 4 階建	2 階	3 DK	1	×	20,800 円～ 40,900 円
一之木 第 2 団地	一之木 4 丁目 2 番 33 号	PC 造 3 階建	1 階	3 DK	1	×	16,800 円～ 32,900 円

浦口団地	浦口4丁目 28番5号	RC造 3階建	3階	3DK	1	×	23,600円～ 46,400円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	1階	2DK	1	○	17,300円～ 33,900円
万所団地	辻久留3丁目 20番44号	RC造 3階建	3階	3DK	1	×	22,600円～ 44,400円
竹ヶ鼻 第1団地	竹ヶ鼻町 98番地2	RC造 4階建	3階	2DK	1	○	16,900円～ 33,300円
大湊団地	大湊町 362番地1	PC造 3階建	1階	3K	1	○	9,700円～ 19,100円
旭団地	旭町49番地1	RC造 3階建	3階	3DK	1	×	22,400円～ 44,000円
北明野団地	小俣町明野 541番地3	PC造 平屋建	1階	2K	1	○	7,500円～ 14,800円

(2) 高齢者向市営住宅

団地名	所在地	構造 ※1	階数	部屋数	戸数	単身	家賃 ※2
リバーサイド せせらぎ	小俣町宮前 31番地2	RC造 6階建	5階	2DK	1	○	20,200円～ 39,700円

※1 PC：コンクリート版プレハブ造 RC：鉄筋コンクリート造

※2 入居後、4(5)の収入基準を超えた場合は、記載の上限額を超える場合があります。

4 申込資格

- (1) 伊勢市内に住所又は勤務場所があること。
- (2) 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
- (3) 入居する全員が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に該当する者）でないこと。
- (4) 市区町村税を完納していること。
- (5) 収入基準（月額）が158,000円以下であること。

ただし、高齢者のみ又は高齢者と18歳未満の者のみの世帯、障害者

等がいる世帯及び小学校就学前の子どもがいる世帯は、214,000 円以下となります。

- ・収入基準（月額）・・・入居者全員の所得金額から定められた額を控除した後、12 箇月で除した額

(6) 申し込む住宅に応じて次の条件に該当すること。

ア 一般向市営住宅

現在同居している、又は同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）がいること。

- ・親族・・・6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族
- ・内縁関係者・・・住民票に『未届の夫』又は『未届の妻』の記載がある者
- ・婚約者・・・契約日までに、婚姻ができる者

ただし、次のいずれかに該当する場合は、3 K 以下の住宅に限り単身で申し込むことができます。

(ア) 60 歳以上の者

(イ) 身体障害者（障害の程度が、1 級から 4 級までの者）

(ウ) 精神障害者（障害の程度が、1 級から 3 級までの者）

(エ) 知的障害者（障害の程度が、(イ)の程度に相当する者）

(オ) 戦傷病者（障害の程度が、恩給法（大正 12 年法律第 48 号）の特別項症から第 6 項症までの者又は第 1 款症の者）

(カ) 原子爆弾被爆者（原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の認定を受けた者）

(キ) 中国残留邦人等（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 2 条第 1 項に該当する者）

(ク) 生活保護者（生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1

項に該当する者)

- (ケ) 海外からの引揚者（引揚げ後 5 年を経過していない者）
- (コ) ハンセン病療養所入所者等（ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に該当する者）
- (カ) DV 被害者（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）による一時保護者若しくは保護終了日から 5 年を経過していない者又は保護命令の申立てを行っている者であって保護命令発効から 5 年を経過していないもの）

イ 高齢者向市営住宅

次のいずれにも該当すること。

- (ア) 60 歳以上の単身世帯、いずれか一者が 60 歳以上の夫婦[※]のみの世帯又はいずれもが 60 歳以上である親族からなる世帯
※ 夫婦・・・配偶者同士のみ（内縁関係者及び婚約者を含む。）
- (イ) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、身体機能の低下等が認められる、又は高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる世帯
- (ウ) 住宅困窮度が高く、家族等による援助が困難な世帯

5 申込方法

F E 住宅管理共同企業体で配付される市営住宅入居申込用紙に必要事項を記入し、世帯全員の住民票の写し、所得証明書及び税の完納証明書等の必要書類を添付の上、2 の申込場所に持参してください。

6 入居者の選考方法

市営住宅入居者選考委員会で入居資格を確認した後、申込者数が募集数を上回った場合は、公開抽選を行います。

(1) 日時 平成 29 年 12 月 10 日 (日曜日)

※受付は、午後 1 時 30 分から午後 2 時まで (時間厳守)

※入居抽選会及び説明会は、午後 2 時から午後 4 時 30 分頃まで

(2) 場所 いせシティプラザ 2 階多目的ホール

7 入居時期

平成 30 年 1 月 1 日以降

8 問い合わせ先

F E 住宅管理共同企業体 (伊勢市営住宅等管理事務所)

電話 0596-63-8379

伊勢市都市整備部建築住宅課

電話 0596-21-5596

伊勢市公告第 75 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市景観計画の変更（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 29 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市景観計画の変更（案）
- 2 案の公告日
平成 29 年 7 月 18 日
- 3 提出された意見の概要
別紙のとおり
- 4 提出された意見に対する市の考え方
別紙のとおり
- 5 案の修正内容
別紙のとおり

「別紙」は省略し、その関係書類を伊勢市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 76 号

伊勢市景観計画を変更しましたので、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 9 条第 8 項において準用する同条第 6 項の規定により、次のとおり当該景観計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 11 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 景観計画の名称

伊勢市景観計画

2 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市公告第 77 号

所有者の判明しない負傷動物の収容について

次の負傷動物を動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）第 36 条第 2 項の規定により収容をした旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、公告します。

平成 29 年 11 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収容した負傷動物

番号	保護場所	動物種	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	東豊浜町	猫	雑種	白	不明	中	91 日 以上	

2 収容した日 平成 29 年 11 月 9 日

3 収容期限 平成 29 年 11 月 14 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）